

憲法とくらしの関係は？

私たちが **平和に 自由に**
そして **豊かに** 生きる人権保障

第25条

人間らしく健康で
文化的に
生きる権利



第92条

地方のことは
地方で決める
「住民が主人公」



第13条

第14条

誰もが平等に
自分らしく幸せに
生きる権利



第27条

第28条

みんなが生き生きと
働くために
団結して
要求する権利



第26条

どこでも誰でも
等しく教育を
受ける権利



第24条

男女平等

